

日本社会人クラブバドミントン連盟登録規程

(目的)

第1条 本規程は、日本社会人クラブバドミントン連盟(以下「本連盟」という。)の規約第8条に基づき本規程を定める。

(登録)

第2条 本連盟に加盟を希望する都道府県社会人クラブバドミントン連盟等(以下「クラブ連盟」という)は、次の書類を本連盟の会長に登録申請をしなければならない。

- (1) 本連盟に加盟を希望するクラブ連盟は代表者名で、新規加盟登録申込書を提出する。
- (2) 本連盟に加盟を希望するクラブ連盟の組織及び組織名簿を提出する。
- (3) その他、必要に応じ総会議事録及び行事予定等を提出する。

2 本連盟への登録は、同じ都道府県で1つとする。

3 本連盟へ登録したクラブ連盟は、他連盟への二重登録は認めない。

4 本連盟への登録は、申請後理事会で承認された後、登録料の納入を以って完了する。

5 本連盟に登録する個人(以下「会員」という)は、第2条で加盟したクラブ連盟のいずれかのクラブを経由して登録するものとする。

第3条 クラブ連盟および会員で、本連盟の名誉棄損し趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

2 特段の理由なく、長期(一年度の全日程が終了するまで)にわたり、登録料未納のクラブ連盟は、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

(登録料)

第4条 本連盟に所属する会員は、公益財団法人日本バドミントン協会への会員登録を行うと共に以下の個人登録料を、加盟クラブ連盟を通して登録と同時に納入しなければならない。

個人登録料 1年度につき 300円

(代表者)

第5条 本連盟へ登録したクラブ連盟は、本連盟の役員として評議員1名を選出しなければならない。

(退会及び名称変更)

第6条 本連盟から退会又は名称の変更を希望するクラブ連盟は、本連盟の会長にその理由書を提出し理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成18年6月3日から施行する。

平成19年5月26日一部改正

平成20年6月14日一部改正

平成22年12月4日一部改正

平成30年6月23日一部改正

令和 3年3月20日一部改正

参考 連盟規約第5条 本連盟の趣旨に賛同する各都道府県協会傘下の社会人クラブバドミントン連盟等（以下「クラブ連盟」という）をもって組織する。

連盟規約第8条 加盟団体は別に定める登録規程により登録する。